

中央及び地方卸売市場における売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況について

本年 2 月に公表した「中央及び地方卸売市場における売買参加者の新規参入ルールに関するアンケート調査結果」を受け、中央卸売市場には開設者あてに、地方卸売市場には都道府県知事あてに、令和 6 年 2 月 29 日付け 5 新食第 2710 号「売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等について」を发出。

本年 7 月時点で、売買参加者の新規参入ルールについて、改善等の検討状況を確認したところ以下のとおり。なお、今後も検討等の進捗について、フォローアップを行う予定。

○確認の内容

事項 1：売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。

事項 2：売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。

事項 3：売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。

なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。

事例 4：売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。

1 中央卸売市場における改善等の検討状況

必要な改善	市場数（開設者数）	改善等の検討状況
事項 1	1	既に改善済み
事項 2	1	対応を検討中
事項 3	15	4 市場で既に改善済み 10 市場で改善に向け検討中 1 市場でルールの明文化を検討中
事項 4	該当なし	－

2 地方卸売市場における改善等の検討状況

事項 1 から事項 4 に関し、改善等が必要な市場数と検討状況の内訳は以下のとおり。

都道府県名	改善等が必要な市場数		改善等の検討状況（市場数）			回答依頼中等
			改善済み	改善検討中	対応検討中	
北海道	事項 1	1	1			
	事項 2					
	事項 3	3	1	2		
	事項 4	1		1		
青森県	事項 1					
	事項 2					
	事項 3	1		1		
	事項 4	1		1		
岩手県	事項 1					
	事項 2					
	事項 3	2		2		
	事項 4	1		1		

宮城県	事項 1	5		3	2	
	事項 2					
	事項 3					
	事項 4	1		1		
秋田県	事項 1					
	事項 2					
	事項 3					
	事項 4					
山形県	事項 1					
	事項 2	2		2		
	事項 3	3		3		
	事項 4	2		2		
福島県	事項 1					
	事項 2	1		1		
	事項 3	3		3		
	事項 4					
茨城県	事項 1	7	4	2	1	
	事項 2	2		1	1	
	事項 3	5	1	3	1	
	事項 4	1		1		
栃木県	事項 1					
	事項 2					
	事項 3					
	事項 4					
群馬県	事項 1	3	1	2		
	事項 2	1		1		
	事項 3	1		1		
	事項 4	1		1		
埼玉県	事項 1	3	1	2		
	事項 2	2		2		
	事項 3	2		2		
	事項 4	2		1	1	
千葉県	事項 1	2		2		
	事項 2	2	2			
	事項 3	1	1			
	事項 4	4	1		3	
東京都	事項 1					
	事項 2					
	事項 3					
	事項 4					
神奈川県	事項 1	3	2	1		
	事項 2	1		1		
	事項 3	2		2		
	事項 4	1		1		
新潟県	事項 1	5		5		
	事項 2					
	事項 3	1		1		
	事項 4					
富山県	事項 1	1		1		
	事項 2	1		1		
	事項 3	1		1		
	事項 4					
石川県	事項 1					
	事項 2					
	事項 3	1		1		
	事項 4	1		1		
福井県	事項 1	6		6		
	事項 2					
	事項 3	1		1		
	事項 4	1		1		
山梨県	事項 1					
	事項 2	1	1			
	事項 3					
	事項 4					
長野県	事項 1	1		1		
	事項 2	1	1			
	事項 3					
	事項 4					
岐阜県	事項 1	1		1		
	事項 2					
	事項 3	2		2		
	事項 4					

静岡県	事項 1	11	6	3	2	
	事項 2	1	1			
	事項 3	5	2	2	1	
	事項 4	1	1			
愛知県	事項 1					38
	事項 2					
	事項 3					
	事項 4					
三重県	事項 1					
	事項 2					
	事項 3	2		2		
	事項 4					
滋賀県	事項 1					
	事項 2					
	事項 3					
	事項 4					
京都府	事項 1					
	事項 2					
	事項 3					
	事項 4					
大阪府	事項 1					
	事項 2					
	事項 3	1	1			
	事項 4	1	1			
兵庫県	事項 1	1	1			
	事項 2					
	事項 3	3	2	1		
	事項 4	2	1	1		
奈良県	事項 1	1	1			
	事項 2					
	事項 3					
	事項 4					
和歌山県	事項 1					
	事項 2					
	事項 3	6		6		
	事項 4					
鳥取県	事項 1	4		4		
	事項 2					
	事項 3					
	事項 4					
島根県	事項 1					
	事項 2					
	事項 3					
	事項 4					
岡山県	事項 1	1	1			
	事項 2					
	事項 3	3	1	2		
	事項 4					
広島県	事項 1					
	事項 2					
	事項 3	1	1			
	事項 4					
山口県	事項 1	1		1		
	事項 2					
	事項 3	1		1		
	事項 4					
徳島県	事項 1					
	事項 2					
	事項 3	1		1		
	事項 4					
香川県	事項 1	2		2		
	事項 2	1		1		
	事項 3	3		3		
	事項 4	1		1		
愛媛県	事項 1	4		4		
	事項 2	2		2		
	事項 3	5		5		
	事項 4	2		2		
高知県	事項 1					
	事項 2	3	2		1	
	事項 3	6	2	2	2	
	事項 4	2	2			

福岡県	事項 1	2	2			
	事項 2	2			2	
	事項 3	2			2	
	事項 4	3	1		2	
佐賀県	事項 1	2		1	1	
	事項 2					
	事項 3	3		3		
	事項 4	1		1		
長崎県	事項 1	7	1	5	1	
	事項 2	2		2		
	事項 3	1		1		
	事項 4	1		1		
熊本県	事項 1	2		2		
	事項 2					
	事項 3	7		6	1	
	事項 4					
大分県	事項 1					7
	事項 2	2	2			
	事項 3	6	1	3	2	
	事項 4	4	1	1	2	
宮崎県	事項 1	7	4	2	1	1
	事項 2					
	事項 3	3	3			
	事項 4	2	1	1		
鹿児島県	事項 1	12			12	9
	事項 2	3			3	
	事項 3	3			3	
	事項 4	4			4	
沖縄県	事項 1	1		1		
	事項 2					
	事項 3					
	事項 4					
合計	事項 1	96	25	51	20	55
	事項 2	30	9	14	7	
	事項 3	91	16	63	12	
	事項 4	41	9	20	12	

【参考】必要な改善等の内容

実態調査の結果（概要）	必要な改善（事項 1～事項 4）
○売買参加者の新規参入ルールについて、当該ルールを公表していない市場があった。	事項 1 ○売買参加者の新規参入ルールについて、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧ができるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
○売買参加者の新規参入の承認等について、既存事業者の売上の影響等を配慮し、買参人組合が承認せず、開設者が売買参加者の団体に判断をゆだね、最終的な判断をしていない事例があった。	事項 2 ○売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
○売買参加者の新規参入ルールについて、買参人組合の承認や同組合への加入を新規参入の際の必須条件として規定し、又は明文化せずに当該規定と同様の運用をしている事例があった。	事項 3 ○売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から設定しないよう改善を行うこと。 なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。 ○売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等で判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
○売買参加者の新規参入ルールについて、開設者以外が定めたルールがあった。	事項 4 ○売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。